

## 鳩山町議会新型コロナウイルス対策本部の設置について

### 対策本部設置の背景

昨年12月に中国の湖北省武漢で発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に感染が拡大し、多くの国々において、都市封鎖や出入国制限が行われ、医療崩壊や経済活動の休止などの危機に直面しています。

わが国でも2月末から学校の休校や、不要不急の外出を自粛するなどの対策をとってきましたが、感染者の増加を抑えることができず、4月7日、政府から緊急事態宣言が、埼玉県を含む7都府県を対象に発出されました。更に4月16日には、対象地域を全国に広げる決定がなされ、安倍首相はこの緊急事態を5月6日までの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を実現しなければならないと述べています。

当町においても、本年4月8日に「鳩山町新型コロナウイルス対策本部」（以下町対策本部という。）が設置され、感染拡大防止に取り組んでおります。

4月15日に開催された議員全員協議会で、町の対応について説明を受け、議会における対応に関する協議を行いました。日々情勢が刻々と変化していく中で、議会としても臨機応変に対応を検討していく必要があります。

これ以上の感染拡大を防止する上で、議会としても、可能な限り安定的な議会運営を行いつつ、新型コロナウイルスへの町の迅速な対応を支援するためにも、本年4月1日に施行された鳩山町議会災害対策指針に準じて、鳩山町議会新型コロナウイルス対策本部（以下議会対策本部という。）を設置します。議会対策本部としての対応は以下の通りとします。

### <組織・体制>

- 議会対策本部は、鳩山町議会議員をもって構成し、町対策本部が行う新型コロナウイルス対策に協力をする。
- 議会対策本部は、正副議長室に設置し、議長は対策本部長として事務を統括し、議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。
- 議会対策本部は、町対策本部から感染症対策情報を収集し、議員に情報提供する。
- 情報の伝達手段はメールやSNSによるグループメッセージ等を活用する。
- 議長が必要と判断した際には、議会事務局と副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長を招集し、議会対策本部長会議を開催し、議会対応等について協議を行う。

- 議員から町への新型コロナウイルスに関する意見、要望等は、町の新型コロナウイルスへの迅速な対応に影響を与えないよう、原則、議会对策本部を通じて行う。なお、町内で感染者が確認された場合、感染者の個人情報に関する問合せには、対応しない。

#### <議員>

- 本人及び家族等が、新型コロナウイルスに感染、若しくは感染の初期症状の状態が見られる場合、速やかに議会事務局に申し出る。
- 議員及び町執行部に、発熱等の症状が見られる場合は、本会議や委員会等への出席を自粛する。
- 議員本人若しくは町職員が新型コロナウイルスに感染した場合、以降の会議等の中止及び延期等も含めた対応を検討する。
- 石けん等による手洗いを日ごろから励行し、議員控室に設置しているアルコール消毒液を使用するなど、手洗い及び咳エチケットを徹底する。

#### <傍聴>

- 会議公開の原則に基づき、傍聴禁止の措置はとらない。議会ホームページや議会前広報などに「傍聴される方へのお願い」を掲載するとともに、傍聴席入口にも掲出する。また、発熱等の症状が見られる方の傍聴は遠慮いただく。
- 傍聴席入口に設置されたアルコール消毒液の使用など、上記と同様の注意を促す。

#### <本会議、委員会など>

- マスクを着用する。
- 会議中は、できる限り窓を開けたり、換気扇を回すなどして換気する。休憩時間は、窓や扉を開けて十分に換気する。
- 本会議で不特定多数が使用するマイク及び机上は、可能な限り交替の都度、消毒を行う。
- 定例会及び臨時会における対応は、その時の状況により、議会運営委員会及び町等と協議の上、決定する。

#### <その他>

- その他、基本方針や組織としての対応については、鳩山町議会災害対策指針に準ずるものとする。